

告示

埼玉県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
けあビジョン熊谷	事業所所在地	熊谷市筑波二 九八	熊谷市銀座六 八 七高橋 ○ マン シ ョ ン 一	訪問介護 居宅介護支援
加須市社協加須ケ アプランセンタ	事業所所在地	加須市三俣一 一〇 四	加須市下高柳 一九三二 一	居宅介護支援
加須市社協加須ヘ ルパーステーション	事業所所在地	加須市三俣一 一〇 四	加須市下高柳 一九三二 一	訪問介護

アールスタッフ武里 ケアサービス		指定訪問介護事業 所 ここ・さぼーと		株式会社ヘルスケア 上武営業所	
事業所 所在地	事業所名	事業者 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所名
春日部市大枝 一七〇八	アールスタッフ フセイン台 ケアサービス	北足立郡伊奈 町大針三三八 一六一	北足立郡伊奈 町大針三三八 一六一	深谷市寿町一 五	株式会社ヘル スケア上武
春日部市大場 九一〇二 蔵ビル二階二 〇四	アールスタ ッフ武里ケ アサービス	北足立郡伊奈 町栄四二六 一〇二	北足立郡伊奈 町栄四二六 一〇二	深谷市小前田 八四〇一	株式会社ヘル スケア上武 営業所
訪問介護		訪問介護		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売	